



国土を整え、全力で備える

国土交通省
中国地方整備局

Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism
Chugoku Regional Development Bureau

お知らせ

記者発表資料

令和6年11月8日

■同時発表先：合同庁舎記者クラブ、鳥取県政記者会、島根県政記者会、岡山県政記者クラブ、広島県政記者クラブ、山口県政記者会、山口県政記者クラブ、山口県政滝町記者クラブ、中国地方建設記者クラブ

道路協力団体の指定に向け、活動団体の募集を始めます。

- 中国地方整備局ではこのたび、道路協力団体^{注)}の指定に向け、9回目の公募を開始いたします。
- 公募の事前相談期間、申請受付期間については、以下のとおりです。
事前相談期間：令和6年11月11日(月)～令和6年11月22日(金)
申請受付期間：令和6年11月25日(月)～令和6年12月6日(金)
※申請内容に不備が無い場合、事前相談期間における申請も可能です。
- 公募に関する詳細(募集要項等)については、別紙の各事務所のホームページでご確認ください。また、自治体管理の道路において道路協力団体の指定を希望する場合は管轄する自治体へご相談ください。
【各事務所のホームページURL一覧表を添付】

注) 道路協力団体制度は、道路における身近な課題の解消や道路利用者のニーズへのきめ細やかな対応などの業務に自発的に取り組む民間団体等を支援し、地域の実情に応じた道路管理の充実を図ることを目的とした制度で、平成28年4月に創設されました。制度の概要については、別紙および道路協力団体ホームページをご覧ください。

【募集パンフ(ロゴ入り)を添付】

【道路協力団体ホームページ】

<https://www.mlit.go.jp/road/kyoryokudantai/index.html>

【問い合わせ先】

国土交通省中国地方整備局 道路部 地域道路課

課長 安部 学^{あべ まなぶ} (内線 4611)

課長補佐 福島 琢二^{ふくしま たくじ} (内線 4613)

TEL：082-221-9231 (代表) (平日・昼間)

(別紙)

道路協力団体の募集を行う事務所一覧

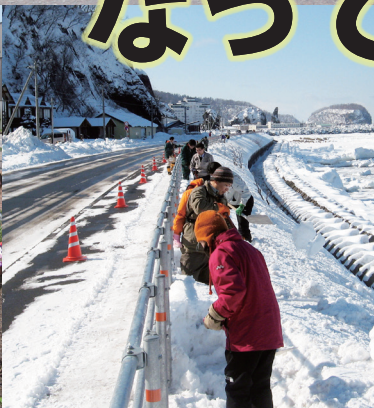
事務所名	ホームページURL	問い合わせ先
鳥取河川国道事務所	https://www.cgr.mlit.go.jp/tottori/road/kyoryoku_dantai/index.html	(制度)計画課 (申請)道路管理第一課 0857-22-8435(代表)
倉吉河川国道事務所	https://www.cgr.mlit.go.jp/kurayoshi/road/kyoryokubosyuu/dourokyoryokudantai.htm	(制度)調査設計課 (申請)道路管理課 0858-26-6221(代表)
松江国道事務所	https://www.cgr.mlit.go.jp/matsukoku/kyouryokudanntainituite.pdf	(制度)計画課 (申請)管理第一課 0852-26-2131(代表)
浜田河川国道事務所	https://www.cgr.mlit.go.jp/hamada/jimusyo/23.html	(制度)調査設計課 (申請)道路管理課 0855-22-2480(代表)
岡山国道事務所	https://www.cgr.mlit.go.jp/okakoku/organization.html	(制度)計画課 (申請)管理第一課 086-214-2220(代表)
福山河川国道事務所	https://www.cgr.mlit.go.jp/fukuyama/road/coop_group.html	(制度)調査設計課 (申請)道路管理課 084-923-2620(代表)
三次河川国道事務所	https://www.cgr.mlit.go.jp/miyoshi/bosyu/dourokyo.html	(制度)調査設計課 (申請)道路管理課 0824-63-4121(代表)
広島国道事務所	https://www.cgr.mlit.go.jp/hirokoku/involved/dantai/index.html	(制度)計画課 (申請)管理第一課 082-281-4131(代表)
山口河川国道事務所	https://www.cgr.mlit.go.jp/yamaguchi/cooperation/index.html	(制度)計画課 (申請)道路管理第一課 0835-22-1785(代表)

事前相談期間は令和6年11月11日(月) ～ 令和6年11月22日(金)まで



道路で清掃・除草などの
公的活動を行う方々へ

道路協力団体に なってみませんか？



現在の公益活動を、今後さらに充実させるため
道路空間を活用して**収益を得る活動**を行い、
道路の快適性を向上させませんか？

**道路協力団体制度が
活用できます。**

道路協力団体とは

自発的に道路の維持、道路交通環境の向上に関する活動を行う民間団体を支援するものです。道路協力団体になることで、道路上での収益活動が可能となり、活動時の申請手続きが緩和され活動がしやすくなります。官民連携による道路管理の一層の充実と民間主体によるまちづくり活動を促進していきます。



道路協力団体として活動するメリット

- ★ 収益活動・手続きの簡素化による活動の充実
- ★ 認知度・社会的信用度の向上による継続的な活動
- ★ 全国の活動団体との連携による活動の活性化・発展

道路協力団体の業務



①

除草や清掃活動など道路の維持管理、道路に関する工事

例：道路の清掃、花壇整備、歩道の段差解消のためにステップの設置等の軽易な工事



③

道路の管理に関する情報又は資料の収集・提供

例：サイクルツーリズムに関する情報収集、共有の場の開催など



⑤

道路に関する知識の普及・啓発のための勉強会の開催や地元学校との連携などの取組

例：啓発活動としてのイベント開催など



②

安全で円滑な道路交通の確保や道路の利便性向上のための案内板やオープンカフェなどの設置・管理

例：案内板、シェアサイクル駐輪場、オープンカフェ、マルシェ、道路に関連したイベント開催に要する機材など



④

交通量調査やニーズ調査などの調査研究

例：集約サインの設置・研究など



⑥

①～⑤に関連する取組

なお、道路協力団体は①～⑥すべての業務を行う義務はなく、一部を実施する団体も指定の対象となります。

道路協力団体になるための条件

道路協力団体として活動を行う区間において、概ね5年間※1活動（清掃・除草等の維持管理活動）を行っていること。

※1：道路管理者と協定等を締結して清掃等のボランティア活動を行ってきた実績がある場合は、2年間に短縮される場合があります。

※詳細については道路管理者または以下の問い合わせ先へご確認ください。

よくあるご質問 (FAQ)

Q

①（維持管理）と②（収益活動）の場所が異なる場合、収益活動は可能でしょうか。

A

①業務の区間外でも、申請区間内であれば②業務の実施が認められます。

Q

ボランティア・サポート・プログラム（以下、VSP）の実施団体でも、道路協力団体になることが出来ますか。

A

VSPの実施団体も道路協力団体になることが出来ます。道路協力団体になることで、収益活動を行うことが出来るようになり、活動の充実が期待されます。

※その他のFAQはホームページで確認ください

みちを守り、育て、楽しむ

道路協力団体



国土交通省

窓口：国土交通省 道路局 環境安全・防災課
連絡先：hqt-douro_kyouryoku@gxb.mlit.go.jp

●相談内容・該当道路・所属・連絡先等を記載のうえ、メールにてご連絡ください。●添付ファイルは受信できませんので、まずはメール本文に内容を記載してください。

<https://www.mlit.go.jp/road/kyoryokudantai/index.html>

